

政策会議付議事案書 (令和5年10月24日)

提案課名 環境資源対策課

報告者名 吉藤 直

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| <p>事案名</p>     | <p>プラスチックの一括回収（プラスチック使用製品の資源化）及び資源物等の収集方法の拡充について</p>  | <p style="text-align: center;">有<br/>資料<br/>無</p> |
| <p>目的・必要性</p>  | <p>令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。法では、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集（容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収）等に努めることが規定されるとともに、分別回収の実施が循環型社会形成推進交付金の交付要件となりました。</p> <p>本市においては、今年度末以降、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制に移行するため、さらなるごみの減量及び資源化の取組みが必要となっています。</p> <p>また、現在、容器包装プラスチック（以下「容プラ」という。）の収集は「隔週」で実施していますが、市民からは「毎週収集」の要望の声が数多く届いている状況です。</p> <p>さらに、資源物の収集については「2回/月」としてはいますが、第5週の回収がないこと及び雨天時の排出自粛により、ストックハウスに許容量以上の資源物が搬入されている状態です。</p> <p>このため、資源物等の収集回数について、全体的に見直す必要が生じています。</p>   |   |
| <p>経過・検討結果</p> | <p>1 一括回収に向けた検討の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年6月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布（令和4年4月施行）。</li> <li>・令和3年度から 一括回収について情報収集。</li> <li>・令和4年度から 全国自治体の動向を調査。</li> <li>・令和5年度から 一括回収の可能性について、収集運搬及び中間処理委託事業者と協議。</li> </ul> <p>2 収集体制の変更について検討の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年11月 ごみと資源の分別収集の開始に伴い、市内を20地区に区分けした収集体制を構築（容プラ収集「月2回」）。</li> <li>・平成18年4月 容プラの収集を「月2回」から「隔週」に変更。</li> <li>・令和3年度から 一括回収に伴う「毎週」の収集を検討。<br/>「20地区」⇒「16地区」へ再編することで、毎週の収集が可能となる。実績からも再編は可能となる見込み。<br/>併せて、資源物の「隔週」収集について検討開始。</li> </ul> |   |

|           |  |
|-----------|--|
| 経過・検討結果   | <p>3 集団資源回収に伴う奨励金事業の廃止<br/> PTA等の登録団体による「集団資源回収」については、資源の分別収集が市民に定着し年々回収量も減少しているため、事業を廃止し一括回収の財源としたい。</p> <p>4 家庭用生ごみ処理機補助制度の見直し<br/> 一括回収に伴い、はだのクリーンセンター1施設による安定した焼却処理が可能となることから、家庭用生ごみ処理機補助制度を見直すことで、一括回収の財源としたい。</p> <p>5 特別交付税措置<br/> 一括回収を実施する自治体は、特別交付税措置の対象となる。</p> |
| 決定等を要する事項 | <p>1 プラスチックの一括回収実施と収集回数を変更すること<br/> 一括回収を「1回/週」で実施（毎週水曜日）する。</p> <p>2 資源物の収集回数を変更すること<br/> 資源物の収集を「月2回」から「隔週」に変更する。</p>  |
| 今後の取扱い    | <p>令和5年11月 秦野市廃棄物対策審議会で協議（令和6年2月に諮問予定）</p> <p>令和6年 2月 議員連絡会において説明</p> <p>〃 6月 減量説明会により市民周知</p> <p>令和7年 4月 製品プラスチックの一括回収及び資源化開始</p> <p>〃 秦野市資源回収奨励金の支給等に関する要綱の廃止</p> <p>〃 秦野市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の改正</p>   |

# 変更点① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応

## 概要

令和4年4月

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行。

プラスチックの資源循環を促進するため、

市町村に「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集等」の努力義務。



再商品化方法：①容器包装リサイクル法に基づく指定法人への委託

②再商品化計画を作成し、独自のルートで資源化



「①容器包装リサイクル法に基づく指定法人への委託」

による再商品化を選択。

## 変更点② プラスチック収集回数と排出方法

### 見直し（案）

- ①可燃ごみ (2回/週) → 変更なし
- ②容器包装プラ (隔週水曜日) → **プラスチック (毎週水曜日)**
- ③資源物 (2回/月) → **(隔週)**
- ④不燃ごみ (1回/月) → 変更なし
- ⑤蛍光灯など (1回/月) → 変更なし

# 変更点② プラスチック収集回数と排出方法

## 出し方 (案)

- ※ ペットボトルの出し方は変更しない。
- ※ 収集日は現行と変えず、全地区「毎週水曜日」に設定。

### 現行

プラスチック製容器包装 



### 変更後

プラスチック製容器包装 



+

製品プラスチック



# 変更点② プラスチック収集回数と排出方法

## 課題 ※ 禁忌品として指定

### ● 小型家電リサイクル法対象機器



### リサイクルを著しく阻害する恐れがあるもの

#### ● 刃物

包丁、カッター、調理用スライサー、安全カミソリなど



#### ● リチウムイオン蓄電池使用機器

加熱式タバコ、モバイルバッテリーなど

※小型のものは「小型家電回収ボックス」にも入れられます。



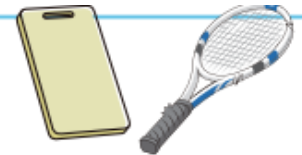
#### ● スプレー缶、ガスボンベ、ライター、乾電池など



#### ● ガラスの破片



- まな板 (厚さ5mm以上)、ラケット、ゴルフクラブのシャフトなどの強化プラスチック製品



#### ● 医療用廃棄物などの感染の恐れがあるもの



などの異物の混入を避ける必要があります。

### 2回/月から隔週収集に変更

現在、2回/月の収集のため、第5週目がある月は「3週間」の間隔ができる。  
年末年始の際は「4週間」の間隔もある。



その結果、

家庭における保管量の増加（雨天は特に）や、  
ストックハウスのキャパオーバーが発生。

# 変更点③ 資源物収集回数





# 変更点④ 収集業務の変更

## 現行及び変更後の収集体制

| 品目               | 現行           |                            |   | 変更後                  |                                    |
|------------------|--------------|----------------------------|---|----------------------|------------------------------------|
|                  | 業務日数         | 収集地区(全20地区)<br>収集主体・台数     |   | 業務日数                 | 収集地区(全16地区)<br>収集主体・台数             |
| 可燃ごみ             | 4日/週         | 10地区(24コース)<br>直営5台、可委託19台 | ➔ | 4日/週                 | <b>8地区</b> (24コース)<br>直営5台、可委託19台  |
| 容器包装プラ<br>プラスチック | 1日/週<br>(隔週) | 10地区(24コース)<br>直営5台、可委託19台 |   | <b>1日/週<br/>(毎週)</b> | <b>16地区(48コース)</b><br>直営5台、可委託19台  |
| ペットボトル           |              |                            |   |                      | <b>16地区(新コース設定)</b><br>資委託16台、補償5台 |
| 資源物              | 5日/週         | 2地区<br>資委託16台、補償2台         |   | <b>4日/週</b>          | 2地区<br>資委託16台、補償2台                 |
| 不燃ごみ             | 5日/週         | 1地区<br>補償2台                |   | <b>4日/週</b>          | 1地区<br>補償2台                        |
| 蛍光灯など            | 5日/週         | 1地区<br>補償1台                |   | <b>4日/週</b>          | 1地区<br>補償1台                        |

## 変更点④ 収集業務の変更

### 現 行

資源物  
不燃ごみ  
蛍光灯など

全20地区を5日/週の業務の回収

### 変更案

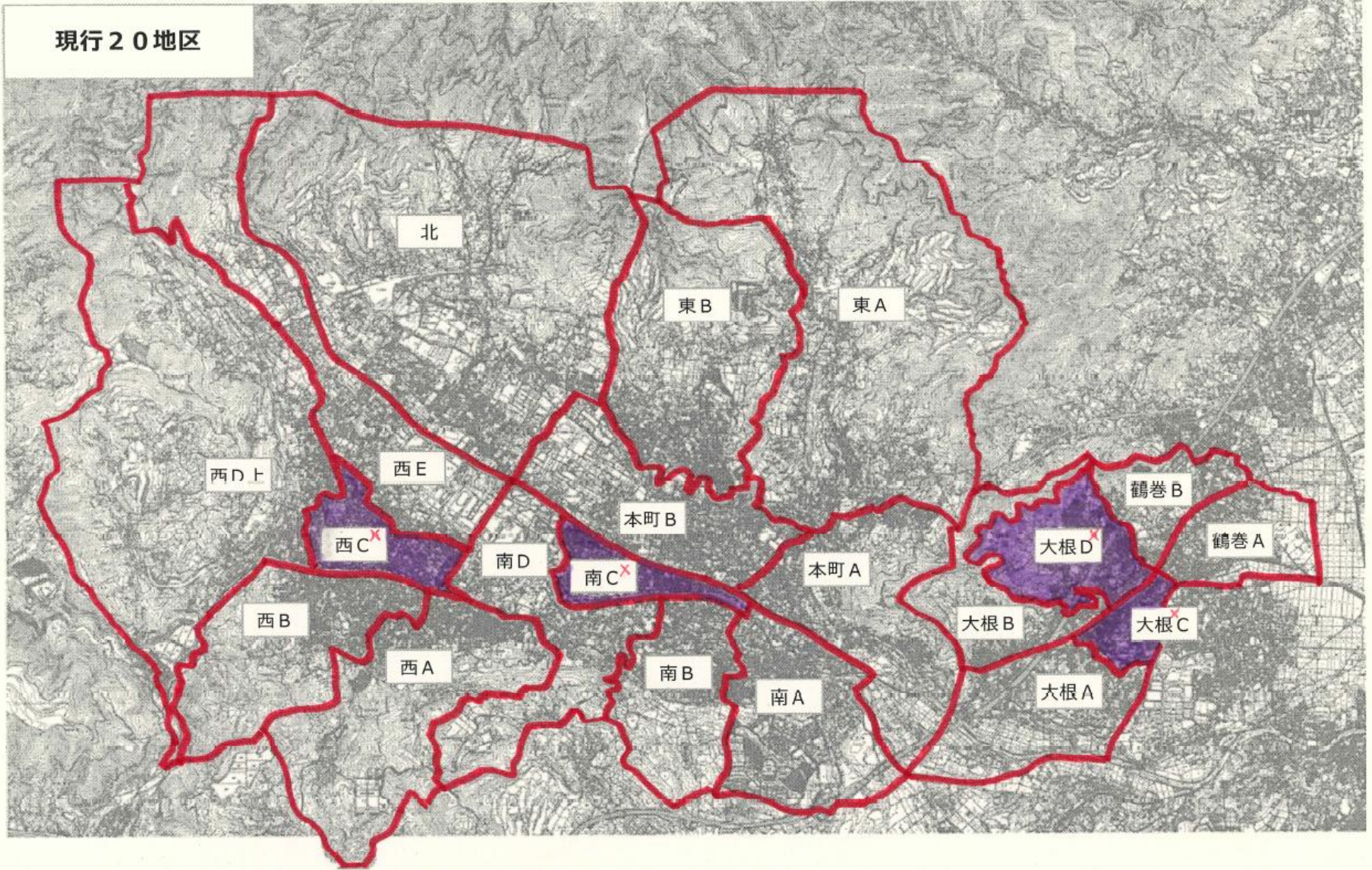
- ・ 20地区⇒16地区に再編
- ・ 5日/週の業務を ⇒ 4日/週に変更



毎週水曜日を「プラスチック」に設定可能！

# 変更点④ 収集業務の変更

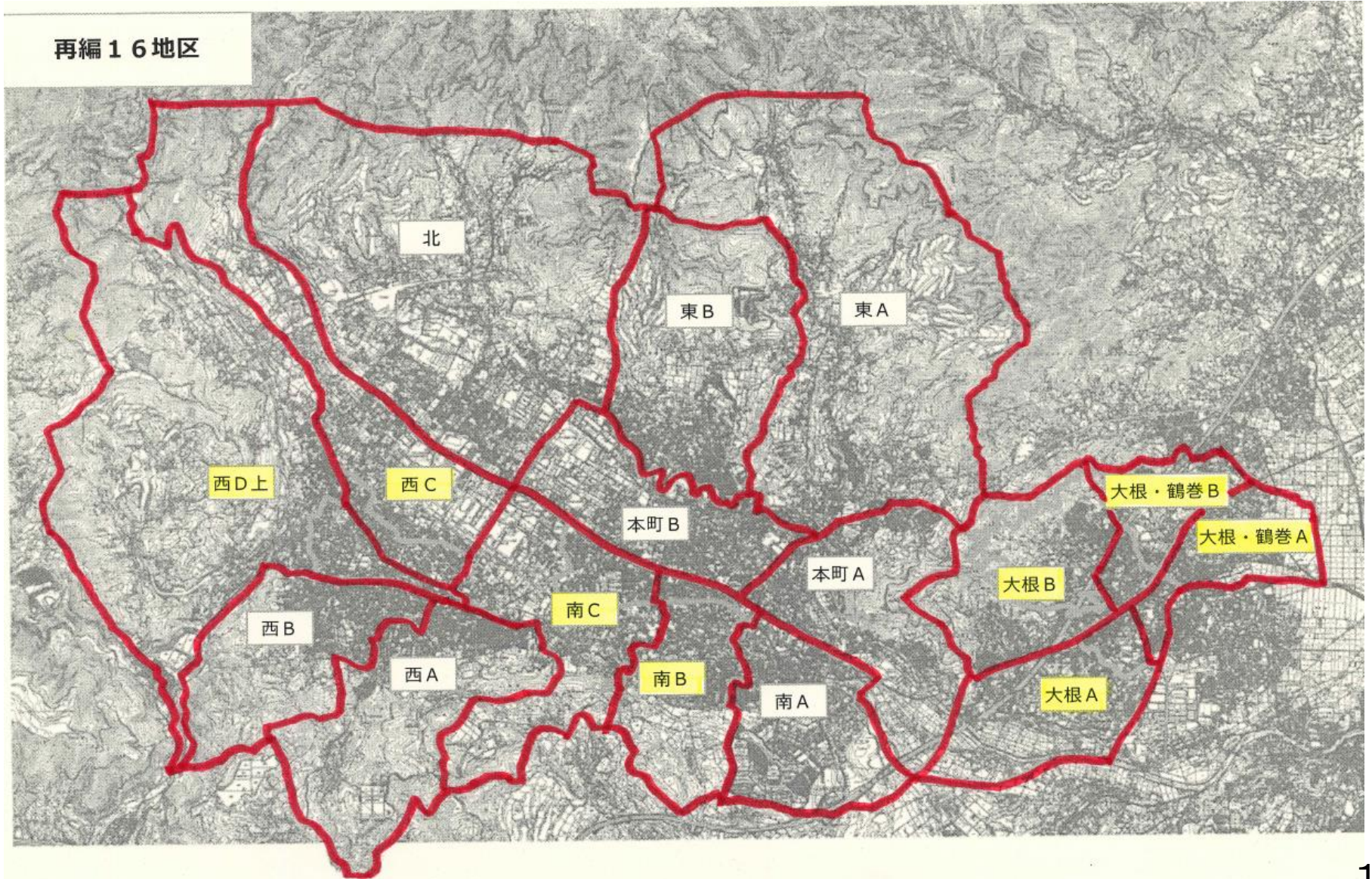
現行20地区





# 変更点④ 収集業務の変更

再編16地区



## 変更点④ 収集業務の変更

現 行：「容プラ」「ペット」を1台で回収（1コースを2周）

**容器包装プラ**      **24コースを24台で回収**

**ペットボトル**      **容プラ回収後、同コースを  
同車両が回収**

変更案：「プラ」「ペット」を別々の車両で回収

**プラスチック**      **48コースを24台で回収**

**ペットボトル**      **資源及び補償の車両（21台）  
が別に回収**